

# 富士電子株式会社

## 一般事業主行動計画

- 1 計画期間 2015.4.1～2025.3.31
2. 取組内容 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等、諸制度の周知。

### <実施時期・取組内容>

2015.4～ 社内状況の確認を行う

2015.10～ 広く全社員に内容や対象などの情報を周知する

2015.12～ 管理職者に制度内容のセミナーを受講してもらう

2016.4～ 改善点の実施に取り組む

# 富士電子株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日
2. 当社の課題
- ・ 女性の採用は進んでいるが、平均勤続年数が短い
  - ・ 女性管理職の割合が少ない
  - ・ 時間外作業の増加

### 2. 目標と取組内容・実施時期

#### 目標1. 労働者全体の残業時間を月平均30時間以内とする。

##### <実施時期・取組内容>

令和4年4月～ 各部署の管理者による個人の残業管理を徹底し偏った残業にならないようにラインを編成する。  
多能工化を着実に進め、月度の定例会議で状況を報告する。

令和6年4月～ 各課ごとにノー残業デーを設定し実施する。

#### 目標2. 主任、副主任の女性の割合を増やす。

##### <実施時期・取組内容>

令和4年4月～ 両立支援制度について内容を周知する。

令和4年10月～ 勤続5年程度の女性社員と10年超の女性社員および女性役職者との意見交換会を開催する。

- ・ 継続就業への問題点
- ・ 受講したいセミナーなど

令和5年4月～ 改善点の実施に取り組む。  
以降、意見交換会と改善の実施に取り組む。